

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年8月5日

水 曜 日

第5552号

目次

告 示

- | | |
|------------------------|---|
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | 1 |
| ○森林法第 189条の規定による告示及び掲示 | 2 |

公 告

- | | |
|--------------------|---|
| ○農地を利用する権利の設定の裁定申請 | |
| ○農地を利用する権利の設定の裁定 | 4 |
| ○落札者等の公示 | 5 |

正 誤

- 令和8年7月8日付け第5541号富山県告示第 338号 7
○令和8年7月8日付け第5541号富山県告示第 339号

[illegible]

告 示

~~~~~

## 富山県告示第372号

## 指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和8年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定障害児<br>通所支援の<br>種類 | 指定年月日        | 事業所番号      | 申請者         |                         | 事業所 |                                |
|----------------------|--------------|------------|-------------|-------------------------|-----|--------------------------------|
|                      |              |            | 名称          | 主たる事務<br>所の所在地          | 名称  | 所在地                            |
| 放課後等デ<br>イサービス       | 令和8年8<br>月1日 | 1651600098 | 株式会社さ<br>にい | 中新川郡上<br>市町稗田49<br>番地11 | つぼみ | 中新川郡上<br>市町相ノ木<br>新町 272番<br>地 |

**富山県告示第373号**

森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件の変更に係る次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知の内容を富山市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

| 保安林の所在場所                 | 所在が不分明である通知の相手方 |
|--------------------------|-----------------|
| 富山市八尾町北谷字飛地1の1から1の3まで    | 北山政次郎           |
| 富山市八尾町北谷字飛地4の1           | 中川輝馬            |
| 富山市八尾町栃折字陳貝119の1、130、141 | 中口福一            |

2 通知の要旨

令和8年3月30日農林水産省告示第 449号のとおり

~~~~~  
公 告
~~~~~

**農地を利用する権利の設定の裁定申請**

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番     | 地目 | 面積     |
|------------|----|--------|
| 南砺市久保41番   | 田  | 4,052㎡ |
| 南砺市久保 125番 | 田  | 2,214㎡ |

|            |   |        |
|------------|---|--------|
| 南砺市久保 129番 | 田 | 230㎡   |
| 南砺市久保 137番 | 田 | 231㎡   |
| 南砺市久保 159番 | 田 | 1,546㎡ |
| 南砺市久保 167番 | 田 | 4,059㎡ |

## 2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 所在及び地番     | 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------|--------------|------|--------------|
| 南砺市久保41番   | 令和9年3月31日    | 2年   | 21,028円      |
| 南砺市久保 125番 | 令和9年3月31日    | 2年   | 11,490円      |
| 南砺市久保 129番 | 令和9年3月31日    | 2年   | 1,192円       |
| 南砺市久保 137番 | 令和9年3月31日    | 2年   | 1,198円       |
| 南砺市久保 159番 | 令和9年3月31日    | 2年   | 8,022円       |
| 南砺市久保 167番 | 令和9年3月31日    | 2年   | 21,066円      |

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

### (1) 提出期限

令和8年8月19日

### (2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

### (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項
- 6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

## 農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年8月5日

富山県知事 新田 八朗

### 1 農地の所在等

| 所在及び地番           | 地目 | 面積     |
|------------------|----|--------|
| 中新川郡立山町米道 221番 1 | 田  | 2,929㎡ |
| 中新川郡立山町米道 243番 1 | 田  | 2,888㎡ |
| 中新川郡立山町米道 244番 1 | 田  | 2,967㎡ |

### 2 農地を利用する権利の内容等

| 所在及び地番 | 内容 | 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|----|--------------|------|--------------|
|--------|----|--------------|------|--------------|

|                     |     |           |    |         |
|---------------------|-----|-----------|----|---------|
| 中新川郡立山町米道<br>221番 1 | 利用権 | 令和9年3月31日 | 5年 | 55,650円 |
| 中新川郡立山町米道<br>243番 1 | 利用権 | 令和9年3月31日 | 5年 | 54,870円 |
| 中新川郡立山町米道<br>244番 1 | 利用権 | 令和9年3月31日 | 5年 | 56,370円 |

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 西 経子  
富山市舟橋北町4番19号

- 4 農地の所有者等の情報

登記名義人 稲川 和子

- 5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局に供託する。

- 6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

校務用LAN及び生徒用LANパソコン 1,305台

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

- 3 落札者を決定した日

令和8年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

北電情報システムサービス株式会社 富山県富山市桜橋通り3番1号

5 落札金額

213,906,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年6月12日

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

教員用タブレット端末（iPad） 638式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和8年6月26日

4 落札者の氏名及び住所

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社  
東京都江東区豊洲二丁目2番1号

5 落札金額

43,799,338円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和8年5月25日

正 誤

令和8年7月8日付け第5541号富山県告示第 338号「指定居宅サービス事業者の  
指定について」表中

| 頁 | 項     | 誤          | 正          |
|---|-------|------------|------------|
| 2 | 事業所番号 | 1670203189 | 1660290287 |

令和8年7月8日付け第5541号富山県告示第 339号「指定介護予防サービス事業者の指定について」表中

| 頁 | 項     | 誤          | 正          |
|---|-------|------------|------------|
| 3 | 事業所番号 | 1670203189 | 1660290287 |

